

長企財第279号
令和8年3月9日

町内建設業者各位

長泉町企画財政課長

令和8年度 入札・契約制度について（通知）

日頃より町行政にご理解とご協力いただきありがとうございます。

令和7年12月2日付け「国土交通省中建審第1号」において、労務費に関する基準の実施についての通知があり、発注者は、更なる労務費の適切な確保に向け、労務費のダンピングや原価を無視した低価格での契約の防止に向けて確認をしなければならないとされております。

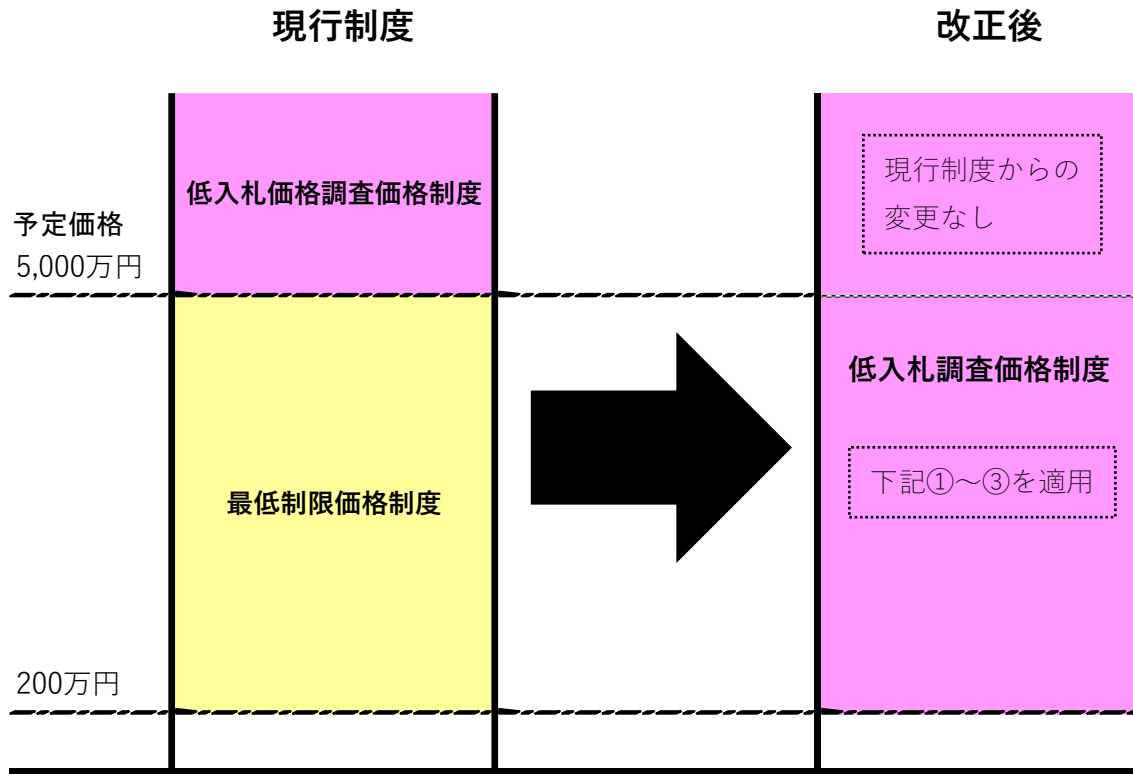
このため、当町では令和8年度からの入札・契約制度につきましては、対象となる工事の範囲を拡大し、建設工事における労務費が適切に反映されているかをチェックできる体制を整えるため、下記のとおり、低入札調査基準価格の引き下げ等を行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 適用開始日 令和8年4月1日以降の建設工事
- 2 変更内容
 - ・長泉町低入札価格調査制度の対象を予定価格5,000万円以上の工事から200万円以上の建設工事へと変更します。
 - ・予定価格200万円以上5,000万円未満の工事については、低入札調査の内容が現行の調査制度と異なります。（詳細は裏面参照）※入札で執行される全ての建設工事が対象となることから、最低制限価格制度が適用される建設工事がなくなります。

担当 企画財政課
財務契約チーム 佐野
電 話 055-989-5503
F A X 055-989-5585

低入札調査制度の内容の変更について



【低入札調査に該当した場合】

- ・ 予定価格 5,000 万円以上の建設工事…変更なし
- ・ 予定価格 200 万円以上 5,000 万円未満の建設工事

①低入札調査は書面調査のみ

②補助技術者の配置は不要

③現場代理人と主任技術者の兼務が可能

※ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。